

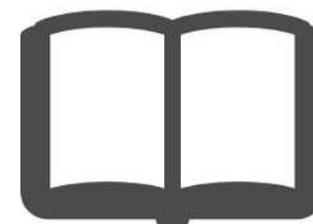
令和5年8月29日

令和5年度 認可保育所等の指導監査講習会

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

目次

1 指導監査の概要について	3	(4) 自動車使用時の安全確保	16
(1) 指導監査とは	4	(5) 設備・人員の兼用・兼務(インクルーシブ保育) .	17
(2) 指導監査の意義	5	(6) 看護師等の配置特例の要件	19
(3) 指導監査(実地監査)の流れ	6	(7) 常勤保育士の定義について	21
(4) 指摘事項の種類	7	3 注意すべき認可基準等について	22
2 法令等の改正について	8	(1) 防災訓練	24
(1) 安全計画の策定等について	9	(2) 職員配置	31
(2) 業務継続計画の策定等について	12		
(3) 感染症及び食中毒の予防及び まん延防止のための研修・訓練	15		



1 指導監査の概要について

(1) 指導監査とは

指導監査は法令に基づいて実施するもので**施設監査**と**確認監査**があります。

	施設監査	確認監査
根拠法令	児童福祉法 第46条、第34条の17	子ども・子育て支援法 第14条、第38条、第50条
目的	適正な運営及びサービスの質の確保等を図るため	施設型給付（委託費）と特定地域型給付の支給の適正性を図るため
遵守すべき基準	認可基準 条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	確認基準 条例：荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
監査の実施間隔	年1回以上 ※児童福祉法施行令第38条、第35条の4より	法令上規定なし ※定期的かつ計画的に実施

施設監査と確認監査は基準の内容が重複している箇所があるため、1回の実地監査で**同時に実施**しています。



(2) 指導監査の意義

●子どものため・・・保育の質の向上



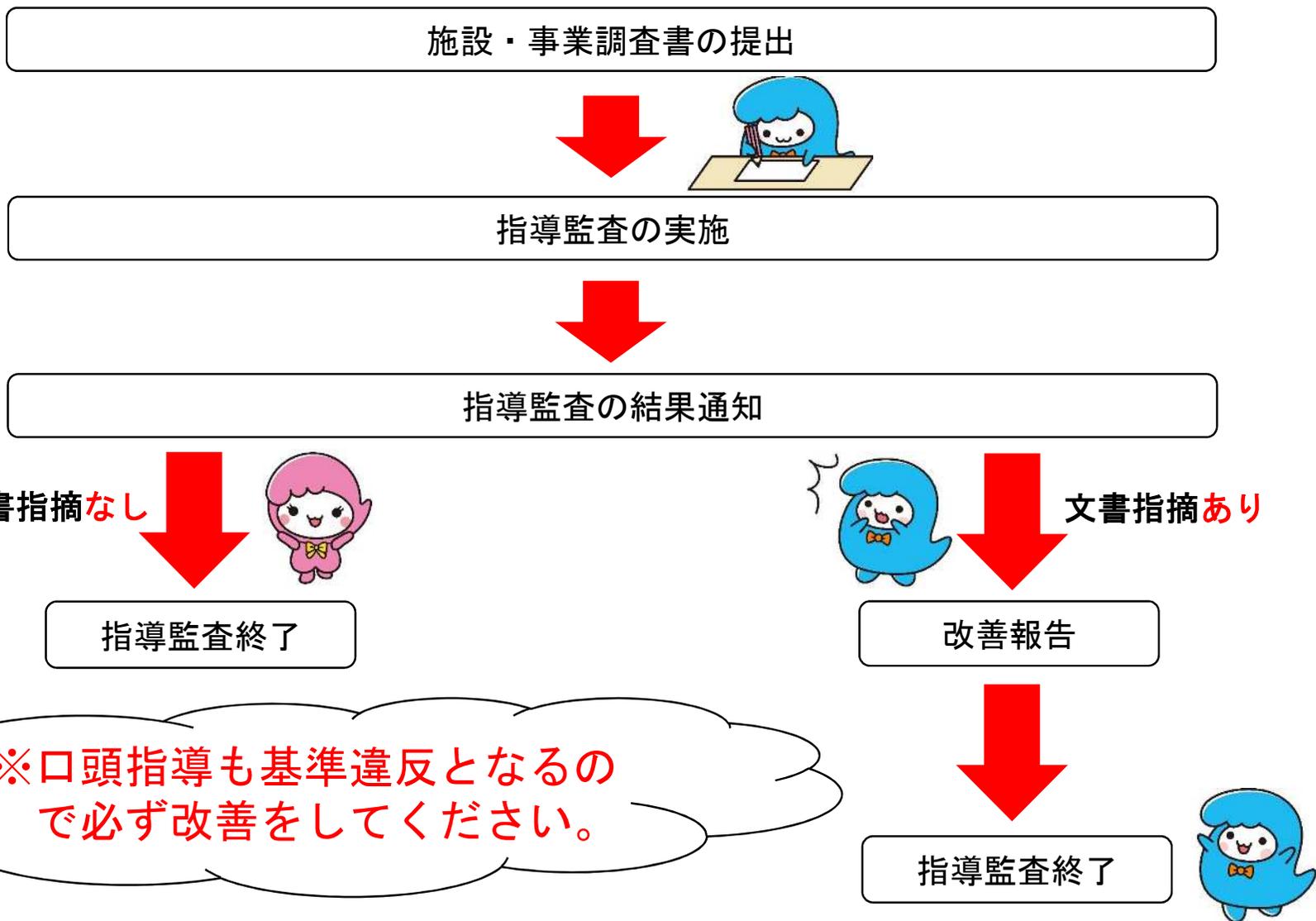
●保護者のため・・・安心・安全の確保



●園及び職員のため・・・リスクマネジメント



(3) 指導監査（実地監査）の流れ



(4) 指摘事項の種類

文書指摘とは・・・

福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反（軽微な場合は除く）する場合に行う。

※改善報告書の提出が必要です。

※文書指摘があった場合はその内容をホームページに公表しています。

例) 保育士が適切に配置されていない → 荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例違反

口頭指導とは・・・

福祉関係法令以外の関係法令（消防法、労働基準法など）又はその他の通達等の違反並びに福祉関係法令及び福祉関係通達等の軽微な違反の場合に行う。

※改善報告書は求めませんが改善する必要があります。

例) 職員の雇入時に労働条件を明示していない → 労働基準法違反

助言指導とは・・・

法令及び通達等のいずれにも適合するが水準向上のために行う。

※法令、通達等の違反に該当しても、周知不十分等の理由で一時的に助言する場合があります。

例) 苦情解決の第三者委員は、中立・公正を確保する観点から複数人が望ましい。

具体的な評価基準は、参考資料1をご確認ください。（ホームページにも掲載あり）



2 法令等の改正について

～令和5年度から変更・追加等された主な内容～

(1) 安全計画の策定等について

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

概要

昨今、保育所等における重大事故が繰り返し発生している状況を踏まえ、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（安全計画）を各施設において策定等することが規定されました。

内容

- ① 安全計画を策定すること
- ② 安全計画に基づき定期的に研修・訓練を実施すること
- ③ 保護者に対し安全計画に基づく取り組みの内容等について周知すること
- ④ 定期的に安全計画の見直しを行うこと



具体的な対応

対応事項	★POINT
<p>安全計画を策定し定期的に見直しする</p>	<p>①【年間スケジュール】 いつ、何を行うのか年間スケジュールを定める。</p> <p>②【設備等の安全点検】 点検先は建物内、園庭のみならず、お散歩コースや公園など、園外保育時に使用する場所も含める。</p> <p>③【再発防止策】 事故やヒヤリハットの原因分析・再発防止策の共有方法を決める。</p> <p>④【児童・保護者に対する安全指導】 児童の発達や能力に応じた方法で、安全や危険を認識させる。</p> <p>⑤【職員訓練・研修】 全職員が参加できるようにする。</p> <p>⑥【訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項】 地域住民や地域の関係者と連携した取組などを記載する。</p>
<p>安全計画に基づく取り組み等の内容について保護者に周知する</p>	<p>どのようなことを行っているのか入園説明会、保護者会、運営委員会、メール配信、園内への設置などで周知する。（安全計画に基づく点検、訓練、指導の内容・スケジュールなど）</p>
<p>安全計画に基づき定期的な訓練・研修を行う</p>	<p>①様々な災害を想定した避難訓練 ②救急対応、不審者対応、通報等の訓練 ③事故予防に資する研修</p>

指導監査
では



- ・安全計画が策定されていない
→文書指摘

基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 11 災害対策の状況（8）安全対策
荒川区家庭的保育事業等指導監査基準 運営管理編 10 災害対策の状況（8）安全対策

条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第20条の3
荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 第7条の2

通知等：令和4年12月15日厚生労働省
保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

(2) 業務継続計画の策定等について

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園

概要

児童福祉施設は、非常時や緊急事態宣言などでも継続的なサービスが求められます。そのため、感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する継続的な支援の提供や早期の業務再開を図るための計画の策定等の取組が**努力義務**として規定されました。

内容 **努力義務**

- ①業務継続計画を**策定**すること
- ②業務継続計画について定期的に**研修・訓練**を実施すること
- ③定期的に業務継続計画の**見直し**を行うこと



具体的な対応

対応事項	★POINT
<p>業務継続計画を策定し定期的に見直しする</p>	<p>①【地域との連携】 町会や自治会などとの協力体制づくりを行う。</p> <p>②【非常時の体制】 非常時の防災組織を構成し、役割分担を決める。</p> <p>③【職員の人員確保手段】 職員の安否確認方法・参集ルールや人員不足時の対応を考える。</p> <p>④【リスクの事前把握】 避難経路などは確認する。</p> <p>⑤【ライフラインの対応策】 停電、断水、ガスが停止したことを想定して対応策を考える。</p> <p>⑥【備品の確保】 最低3日間継続できるように備蓄する。</p> <p>⑦【リスク別のタイミングに応じた対策】 災害：発生、発生直後、発生当日に行うことを考える。 感染症：疑われる症状がある場合、発生者が出た場合の対応を考える。</p>
<p>業務継続計画について研修・訓練を行う</p>	<p>職員の参集訓練、職員の安否確認訓練、研修動画の閲覧（厚生労働省「児童福祉施設に係るBCPについて」の動画）など</p>

指導監査
では



- ・業務継続計画に関するものが**全く**作成されていない
→**口頭指導**

基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 2 基本方針及び組織（14）業務継続計画等

条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第11条

通知等：令和4年12月23日厚生労働省
児童福祉施設等における業務継続計画等について

(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

内容 努力義務

改正後の基準に基づき、感染症や食中毒の予防・まん延防止に関する職員への研修・訓練（汚物処理訓練等）を定期的実施することが**努力義務**として規定されました。



基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 2 基本方針及び組織（14）業務継続計画等
荒川区家庭的保育事業等指導監査基準 運営管理編 2 基本方針及び組織（12）衛生管理等

条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第12条第2項
荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 第14条第2項

通知等：令和4年12月23日厚生労働省
児童福祉施設等における業務継続計画等について

(4) 自動車使用時の安全確保

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

内容

児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する時①ガイドラインに適合する見落とし防止装置を備え②乗降車の際に所在確認することが規定されました。

注意!

園外活動等で自動車を使用する場合も②の乗降車の際に点呼等の方法で児童の所在を確認することが規定されています。



基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 11 災害対策の状況（8）安全対策
荒川区家庭的保育事業等指導監査基準 運営管理編 10 災害対策の状況（8）安全対策

条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第20条の4
荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 第7条の3

通知等：令和4年12月28日厚生労働省
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）
令和4年12月20日
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

(5) 設備・人員の兼用・兼務（インクルーシブ保育）

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

概要

これまで、保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、保育室などの設備や保育に直接従事する職員については、併設する施設との共用・兼務はできないとされていました。

保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むようにするため改正が行われました。

内容

保育所等について他の社会福祉施設との併設（同一敷地内に設置）を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることになりました。

注意！

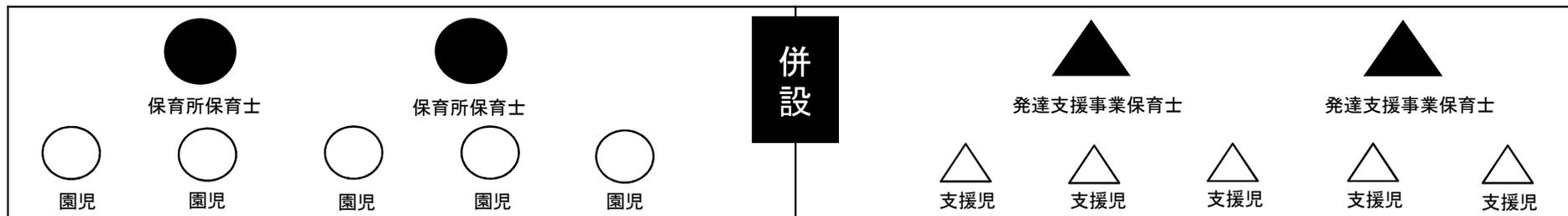
各事業ごと**必要な保育士や面積を確保**することを前提に、利用児童の**保育に支障が生じない**場合に限りします。

イメージ

保育所と児童発達支援事業所を併設している場合

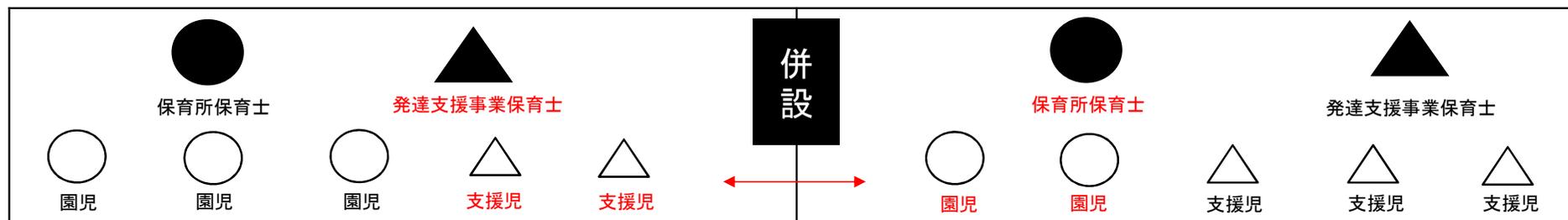
<保育所>

<児童発達支援事業所>



<保育所>

<児童発達支援事業所>



条例：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第8条
荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 第10条

通知等：令和4年12月26日厚生労働省
保育所等におけるインクルーシブ教育に関する留意事項等について

(6) 看護師等の配置特例の要件

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園

概要

これまで、乳児4人以上を入所させる保育所に限定して、保健師又は看護師（看護師等※）を1人に限り保育士とみなすことができましたが、乳児3人以下の施設でも、一定の要件を満たせば配置可能となりました。

※荒川区では、准看護師はみなし保育士に充てられません。

内容

- ①保育士と合同の組・グループを編成し、同一空間内で保育を行うこと。
- ②保育所等での勤務経験が概ね3年未満の看護師等は、子育て支援員研修（地域型保育コース）等の修了が必須である。

※上記要件①の同一空間で保育を行う保育士については、フォローすることが求められるため、当該園での勤続年数が3年以上であり、乳児保育を担当した常勤職員であることが望ましく、フォロー保育士が休暇の際に代わりとなる保育士についても、同様の条件を満たしていることが望ましいです。

注意！

年度途中で乳児が3人以下になった場合にも、要件①のとおり保育士と合同の組・グループを編成するよう体制を組みましょう。

また、年度途中で乳児の在籍数が3人以下となることも考えられるため、乳児数に関わらず子育て支援員研修等の受講をおすすめします。



規則：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 附則5

通知等：令和4年11月30日厚生労働省

保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について

令和5年3月29日荒川区

保育所における看護師等の配置特例の要件見直し及び留意事項等について

(7) 常勤保育士の定義について

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

概要

最低基準上の保育士定数における常勤保育士の定義を明確にするものです。

内容

変更点

旧	新
就業規則等で定めた常勤のうち1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務するもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者・ 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

**※令和5年8月29日現在、国で対応方法について整理中です。
取扱方法等を含め改めて示される予定です。**

通知等：令和5年4月21日こども家庭庁
保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について

3 注意すべき認可基準等 について

令和4年度指導監査の文書指摘の内容

1 職員配置 (全体の40%程度)

2 会計書類の作成 (全体の20%程度)

3 防災訓練 (全体の13%程度)

その他は児童健康診断、建築設備の安全衛生・・・など



(1) 防災訓練

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業

防災訓練は何のためにやるのか

法令で定められているから？



法令で定められているから実施しなければならないものではありませんが、目的としては**子どもと職員の命を守るため**に行います。

日頃から防災訓練を行うことで、災害時に落ち着いて行動することに繋がります。



内容

どんな訓練を実施すればよいのか

種別	頻度	★POINT
避難訓練 (義務)	月 1 回以上	<ul style="list-style-type: none">・ 地震、火災だけでなく、水害を想定した訓練も年 1 回以上行う。 (浸水想定区域外の地域は除く)・ 図上訓練は避難訓練に含まない。実際に避難してみる。・ 屋外への避難を基本とする。
消火訓練 (義務)	月 1 回以上	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器等の設置場所の確認は消火訓練に含まない。初期消火の態勢や消火器等の使い方の訓練を行う。・ 火元を想定して訓練を行う。
通報訓練	消防計画に 定めた回数	<ul style="list-style-type: none">・ 自園の所在地の説明をできるようにする。・ 誰でもできるようにする。・ 消防署に連絡して模擬通報をやる。 (消防署の都合が合わない場合は内線電話等を活用するなど)
引渡し訓練	年 1 回以上	<ul style="list-style-type: none">・ 連絡体制や引渡し方法など、日頃から保護者と連携しておく。 <p>※荒川区は毎年 9 月 1 日の防災の日に引渡し訓練を実施しています。</p>

その他救急対応（気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）や不審者対応の訓練なども定期的に実施しましょう。

指導監査
では



- ・ 毎月避難及び消火訓練を実施していない

→ 文書指摘

指摘事例) 避難訓練は毎月実施したが消火訓練が抜けている月があった。
※ 1回でも実施していないと文書指摘になります。

- ・ 実施方法が不適切
- ・ 年1回以上水害を想定した避難訓練を実施していない
- ・ 地震想定訓練を実施していない

→ 口頭指導

指摘事例) 消火訓練が設置場所の確認のみであった。

基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 11 災害対策の状況 (5) 防災訓練等
荒川区家庭的保育事業等指導監査基準 運営管理編 10 災害対策の状況 (5) 防災訓練等

法令等：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第20条
荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 第5条
荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 第7条
消防法施行令 第3条の2第2項
水防法 第15条の3第5項

通知等：令和4年11月29日荒川区防災課、保育課
水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

記録

防災訓練の実施後は

次回の訓練や自衛消防隊の編成の検討・改善に活用するために記録を残してください。

水害を想定した避難訓練を実施した場合には、記録した上で区への報告が必要です。

★POINT

記録はいつ、誰が、どこで、どのように行ったか、誰が見ても分かるように記載すること。

避難訓練や消火訓練だけでなく、通報訓練等も実施したら記録すること。

防災訓練の記録については、令和5年3月29日私立保育園園長会の資料「令和4年度指導検査の総括」でも説明しているためご確認ください。

指導監査
では



- ・ 訓練記録が整備されていない
- ・ 訓練記録が不十分である
- ・ 水害を想定した避難訓練の結果を報告していない

→ 口頭指導

指摘事例) 訓練は実施したが記録を忘れていた。
訓練記録に避難訓練のことしか記載していない。

基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 11 災害対策の状況（5）防災訓練等
荒川区家庭的保育事業等指導監査基準 運営管理編 10 災害対策の状況（5）防災訓練等

法令等：消防法施行規則 第4条の2の4第2項
水防法 第15条の3第5項

通知等：令和4年11月29日荒川区防災課、保育課
水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

問題①

今月の避難訓練は水害を想定した避難訓練を行った。
水害のため火が出ることは想定していなかったため、消火
訓練は行わなかった。

火が出ることを想定した訓練でないため、消火訓練は
行わなくてもよい。



問題①
答え



水害を想定した避難訓練を実施した月は、**別途消火訓練も実施する**必要があります。

災害の種別にかかわらず、消火訓練は毎月必ず実施してください。

問題②

訓練の内容について、不審者が侵入することを想定した避難訓練を行った。

この場合、毎月の避難訓練を実施したことになる。



問題②
答え



毎月の避難訓練は**非常災害を想定した訓練**を実施する必要があります。

不審者対応は非常災害ではないため、毎月の避難訓練を実施したことにはなりません。

(2) 職員配置

対象 私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園

職員配置の原則

① 年齢別に定められた基準の保育士数が**最低限**必要です。

<国基準>

年齢	保育士	子ども
0歳児	1	3
1～2歳児	1	6
3歳児	1	20
4歳児以上	1	30

※荒川区が上乗せで求めている配置基準では1歳児は1:5、3歳児は1:15となります。

例)

年齢	子ども
0歳児	9
1～2歳児	24
3歳児	25
4歳児以上	46



計算方法 (※1)	必要保育士数 (※2)
$9 \div 3 = 3$	$3 + 4 + 1.2 + 1.5 = 9.7$ 必要保育士 10人
$24 \div 6 = 4$	
$25 \div 20 = 1.2$	
$46 \div 30 = 1.5$	

- ※1 年齢別に小数点第一位まで（小数点第二位以下は切り捨て）計算します。
 ※2 年齢別の合計を小数点以下四捨五入した数となります。

②保育所の開所時間中は常時2人を下回ってはいけません。

開所時・閉所時・土曜日など必要保育士数が2人に満たない場合でも保育士は2人必要です。

③園長がシフトにはいることはできません。

園長は運営管理業務に専従する必要があるため、シフトに入らないことが原則です。

④常勤の保育士は各組や各グループに1人以上配置する必要があります。

乳児を含む各組又は各グループにかかる保育士必要数が2人以上の場合は、常勤の保育士を各組又は各グループに2人以上配置する必要があります。

職員配置の特例（みなし保育士）

保育士

保育士の登録を受けた者をいいます。保育士でなければ保育士と名乗ってはいけません。

みなし保育士

保育士不足に対応するために設けられた特例であり、保育士業務の一部を担うことができます。

みなし保育士の種類	要件
看護師又は保健師	<ul style="list-style-type: none">・ 乳児3人以下の保育所は要件（※）を満たす。・ 保育士とみなすことができるのは1人に限る。
幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とする。・ 幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児を対象とする。・ 常勤保育士を全体必要保育士数の2/3以上配置する。
区長が認める者（区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者）	<ul style="list-style-type: none">・ 8時間を超えて開所し、開所時間中に必要となる保育士数が、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合であって、その超えた部分に配置できる。・ 保育士を全体必要保育士数の2/3以上配置する。
	<ul style="list-style-type: none">・ 必要保育士数が1人のとき。・ 2人のうち片方は常勤保育士を配置する。

みなし保育士になれる者（看護師又は保健師を除く）は、園長と設置代表者がその能力を最低1ヶ月以上は確認した上で適当と認めた場合に限り、適当と認めた場合にはその証跡として、確認書を作成し保育所に備え付けてください。

（※）の要件についてはP19、20で説明しています。



区長が認める者になれる人は

対象者	要件
一定の勤務経験者	保育施設・事業等で継続して 1年以上 、 乳幼児の直接処遇 を担当した経験を有する者。 ※期間中の勤務実績は少なくとも 月平均80時間以上
家庭的保育者	児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者。
子育て支援員研修修了者	子育て支援員研修を修了した者 ※子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする。

みなし保育士であることが分かる書類の備付け

みなし保育士を適用する場合には、**みなし保育士の要件を満たしていることが分かる書類を備え付けて**ください。

指導監査では当該書類でみなし保育士であるかどうかの確認を行います。

対象者	備え付けておく書類
看護師又は保健師	①看護師又は保健師の免許証（写）
幼稚園教諭	①幼稚園教諭の普通免許状（写） ②確認書
小学校教諭	①小学校教諭の普通免許状（写） ②確認書
養護教諭	①養護教諭の普通免許状（写） ②確認書
区長が認める者	一定の勤務経験者 : ①勤務証明書 ②確認書 家庭的保育者 : ①区の認定書（写） ②確認書 子育て支援員研修修了者 : ①研修の修了証（写） ②確認書



みなし保育士が担えること

	看護師又は 保健師	幼稚園教諭	小学校教諭	養護教諭	区長が認め る者
早遅番・土曜 (必要保育士数1人)	○	×	×	×	○
1人担任	×	×	×	×	×
0歳児担当	○	×	×	○	○
1歳児担当	○	×	×	○	○
2歳児担当	○	×	×	○	○
3歳児担当	○	○	×	○	○
4歳児担当	○	○	×	○	○
5歳児担当	○	○	○	○	○

※P33の条件を満たした上で配置が可能となる範囲

指導監査 では



- ・ 職員配置が適正に行われていない
→ 文書指摘

指摘事例) 保育士が常時 2 人以上配置されていない。
(有資格者がいない、1 人しか配置されていないなど)

基準：荒川区保育所指導監査基準 運営管理編 4 職員の状況 (1) 職員配置
保育内容編 1 保育の状況 (8) 保育の体制イ 保育士の配置

条例等：荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 4 3 条
荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 第 1 6 条、附則 5、
1 1 ~ 1 4 項
荒川区民間保育所設置認可等事務取扱要綱 第 6 条 (1)

通知等：令和 3 年 3 月 1 9 日厚生労働省
保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

問題①

以下ア～エの職員配置はそれぞれ問題ないか

【場面】

時間帯 : 早番の7:00～8:00

登園児童 : 1歳児3人、2歳児3人の計6人

- ア 常勤保育士1人と幼稚園教諭（みなし保育士）1人
- イ 常勤保育士1人と区長が認める者（みなし保育士）1人
- ウ 看護師（みなし保育士）1人と区長が認める者（みなし保育士）1人
- エ 常勤保育士1人と看護師（みなし保育士）1人

問題①
答え

ア 常勤保育士 1 人と幼稚園教諭（みなし保育士） 1 人



幼稚園教諭は子どもが少ない時間帯の保育士の代わりになりません。

イ 常勤保育士 1 人と区長が認める者（みなし保育士） 1 人



区長が認める者は子どもが少ない時間帯に保育士の代わりとして配置することができます。

ウ 看護師（みなし保育士） 1 人と区長が認める者（みなし保育士） 1 人



みなし保育士とみなし保育士の配置はできません。

エ 常勤保育士 1 人と看護師（みなし保育士） 1 人



看護師は保育士の代わりとして配置することができます。

問題②

新年度がスタートし、4月1日から新しい職員が入ってきた。

その職員は保育士資格はもっていないが、他の保育園で10年以上乳幼児の直接処遇を担当していた。

経験豊富であるため、4月1日からその職員を区長が認める者として適用するための手続きを行ってもよいか。



問題②
答え



区長が認める者になるためには、園長及び設置代表者が保育者としての能力を確認する必要があります。

そのため、最低限1ヶ月以上は保育の様子をみて、実務能力等を確認する必要があります。